

原子力事故により被災した子供をはじめとする住民への適切な施策の実施を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故から2年6か月が経過しましたが、現在も収束のめどは立っていません。こうした状況の中、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分解明されておらず、保護者や妊婦は、放射線の感受性が高い子供や胎児に与える影響について大きな不安を抱えています。

平成24年6月21日の第180回通常国会において、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律が、衆参両院による全会一致で可決されました。政府は、それから1年以上が経過した本年8月29日に、同法の附則で毎年の見直しを前提としている具体的な支援に関する基本方針の案を示し、意見公募を実施した後である今秋にも閣議決定することとされました。

同法第2条に掲げる基本理念では、被災者の生活支援等に関する施策について、放射線による影響を受けやすい子供や胎児の健康被害を未然に防止するために、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子供及び妊婦に対して特別な配慮がなされなければならないと定めています。

また、被災者が被災地に居住するか、被災地から避難するか、あるいは避難した後に帰還するかについては、被災者の自己決定権を認めており、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援をしなければならないとしています。

よって、国におかれましては、被災者の声を真摯に受け止め、本法律に基づき、原子力事故により被災した子供をはじめとする住民への生活支援など、具体的かつ適切な施策を実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月25日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
復興大臣